捧	<u> </u>
田次	皿炎
無一章 第一章	第一草~第三草 略
無 回 神   と	無 目 神 と と と と と と と と と と と と と と と と と と
無一	無   短
第二節 障害を理由とする差別を解消するための取組等(第三	第二節 障害を理由とする差別を解消するための取組等(第三
十二条— <u>継川十&lt;</u> 殊)	十二条——一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
第五章 雑則 (第三十九条)	第五章 雑則 (第三十八条)
<b>室</b> 記	<b>室</b>
第四章 障害を理由とする差別の解消	第四章 障害を理由とする差別の解消
第一節 不当な差別的取扱いの禁止等	第一節 不当な差別的取扱いの禁止等
(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)	(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)
2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障	2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障
壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において	壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において
、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を	、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を
侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害	侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害
の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理	の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理
的な配慮をしなければならない。	的な配慮をするように努めなければならない。
第二節 障害を理由とする差別を解消するための取組等	第二節 障害を理由とする差別を解消するための取組等
(障害者差別地域相談員)	(障害者差別地域相談員)

第三十七名   具は、資金を理由とする差別を解消するための収留に   (情報の収集、整理及び提供)   第三十六条 略   第三十六条 略   第三十六条 略   3~4 略   3~4 略	無川十川 <b>然</b>	無川十川 <b>然</b>
(情報の収集、整理及び提供) 第三十六条 略 供、研修その他の必要な施策を講ずるものとする。	0~4	0~4
(情報の収集、整理及び提供) 第三十六条 略	□ 県は、障害者差別地域相談員の育成及び確保のため、情報の提	
(情報の収集、整理及び提供)	供、研修その他の必要な施策を講ずるものとする。	
(情報の収集、整理及び提供)		
		一部川十六条 唇
第三十七条 県は、草害を理由とする差別を解消するための収留と	(情報の収集、整理及び提供)	
	第三十七条 県は、障害を理由とする差別を解消するための取組に	
<u> </u>	資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消の	
ための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努める	ための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努める	
<u> </u>	ものかかる。	
	<u>無川十二条</u>	<u>継川十九</u>
新五章 雑記		